

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会
福祉用具リサイクル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不用となった福祉用具を譲りたい人(以下「提供者」という。)と福祉用具を譲って欲しい人(以下「譲受希望者」という。)との情報の橋渡しを行うことにより、福祉用具の有効活用を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 社会福祉法人幸手市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、前条の目的を達成するために、不用となった福祉用具に関する提供者からの情報を社協ホームページ等に掲載し、譲受希望者を募集することで、福祉用具の譲渡を斡旋する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、営利を目的としないもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 幸手市内に住所を有する個人
- (2) その他、社協会長が認めたもの

(対象用具)

第4条 対象とする福祉用具は、衛生上問題なく安全かつ修理を必要としないもので、次に掲げる物品とする。

- ・歩行器、シルバーカー(手押し車)、セニアカー(電動車)、杖、入浴補助用具、スロープ等
- ・その他、社協会長が認めた物品

(実施方法)

第5条 この事業の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 登録

提供者は、「福祉用具リサイクル事業「譲ります」登録申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、社協に登録申請を行う。

(2) 情報提供

社協は、自身のホームページや広報紙に情報を掲載するほか、社協窓口での掲示等により、登録した福祉用具に関する情報提供を行う。

(3) 申込み

情報提供されている福祉用具の譲受希望者は、「福祉用具リサイクル事業「譲ってください」申込書（様式第2号）」に必要事項を記入し、社協に申し込む。

(4) 斡旋

社協は、譲受希望者の中から「譲受候補者」を決定し、提供者と譲受候補者の双方に電話連絡し、斡旋する。

(5) 交渉

譲渡に係る交渉は、提供者、譲受候補者の双方で行うものとする。なお、交渉の結果については、譲受候補者が速やかに社協へ報告するものとする。

(6) 成立

譲渡が成立した場合の用具の受け渡しについては、双方の間で直接行う。

(利用料金)

第6条 福祉用具の登録及び譲渡する福祉用具は無料とする。但し、譲渡成立後の運搬や譲り受けた後の使用に係る整備、修理及び清掃等に関する費用は、原則譲り受けた者の負担とする。

(譲受候補者の決定)

第7条 譲受希望者の中から譲受候補者を決定するにあたっては、情報掲載開始日から起算して14日以内の申込みについては「抽選」とし、その後は「先着順」とする。

(情報提供の期間)

第8条 社協が情報提供する期間は情報掲載開始日から起算して6ヶ月とし、その間に交渉が成立しない場合は、登録・情報提供は終了する。但し、終了前に提供者から「福祉用具リサイクル事業登録延長申請書（様式第3号）」により申し出があった場合は更に

6ヶ月延長し、その後も同様とする。

(福祉用具の保管)

第9条 登録中の福祉用具の保管は、提供者が行う。

(登録の取り消し)

第10条 提供者は、「福祉用具リサイクル事業登録取消申請書(様式第4号)」に必要事項を記入し社協に申請することで、福祉用具の登録を取り消すことができる。但し、提供者は、取り消しが承認される前に福祉用具を処分することはできないものとする。

(損害賠償等)

第11条 譲渡やその後の使用に関する問題等が生じた場合、当事者双方の責任において解決するものとし、社協は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱いについて)

第12条 社協は、本事業により知り得た個人情報について本事業のみで取り扱うものとする。また、提供者、譲受候補者が交渉に際して知り得た個人情報は、一切外部に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。